

消費生活センターが開設10周年



消費生活センターイメージキャラクター「まみりん」

平 成20年10月10日に消費生活センターが開設され、この10月で10周年を迎えます。寄せられる相談件数は徐々に増加し、相談内容も多様化、複雑化してきています。

と事業者との間でトラブルが発生したときは、すぐに消費生活センターへお電話ください。

訪問販売や電話勧誘販売での契約、インターネット取引での買い物など多様化する消費生活のなかで、消費者である皆さん

消費生活センターでは次のような業務をしています。

返済のために金融業者から借り入れを繰り返していたり、収入が減ったなどの理由から、返しきれない借金を抱えてしまった相談者の家計や借り入れ状況を聴き、法律の専門家を紹介しています。

訪問販売や電話勧誘販売での契約、インターネット取引での

消費者と事業者とのトラブルを解決するために、公正な立場で相談を受けています。(個人間のトラブル・事業者間のトラ

た相談者の家計や借り入れ状況を聴き、法律の専門家を紹介しています。

◎個人情報相談

事業者との個人情報に関するトラブルについて相談を受けています。

■啓発業務

市内の各地に出向き、消費者トラブルや製品事故を防ぐための出前講座を積極的にを行っています。また、毎月広報紙に「くらしのQ&A」を掲載し、専用のホームページやツイッターで、被害防止に役立つよう、最新の情報を発信しています。

◎「出前講座」

市消費生活センターでは、センターの相談員が講師となって出向き、消費生活に関する事例などを紹介し、くらしに役立つ情報をお届けする「出前講座」を実施しています。平成29年度までに延べ6924人の方に参加いただきました。

◎出前講座実施例

- 小さいお子さんがいる方向け
- 子供を誤飲事故・製品事故から守ろう
- 児童・生徒・保護者向け
- ケータイ・ネット安全教室
- 成人・高齢者向け
- みんなで防ごう！消費者被害・高齢者が狙われやすい悪質商法

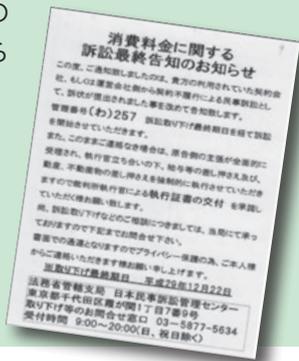


出前講座の様子



■架空請求が急増しています！

最近、ハガキやメールでの架空請求が急増しています。下のようなハガキが送付され、記載されている電話番号に連絡をすると、示談などの名目で高額な支払いを求められますので、絶対に連絡をしないでください。市消費生活センターには、平成30年4月から100件を超える相談が寄せられています。



地域の皆さんの集まり(団体の定例会、学校などのPTA行事など)がありましたら、ぜひご利用ください。講師派遣の費用は無料です。

▼開催日時 平日の午前10時～午後4時までの間で2時間以内

▼講座内容 子どもから高齢者までの各ライフステージに応じた内容をご用意しています。

※日程の調整が必要となりますので、事前に消費生活センターへお電話ください。

一人で悩まず、困ったときには消費生活センターにご相談ください。

- 相談専用電話
☎ 25 - 3288 / FAX 57 - 2288
- 開設時間：(土・日・祝日・年末年始除く)
午前9時～正午 / 午後1時～午後4時30分
- 場所：市役所谷和原庁舎1階